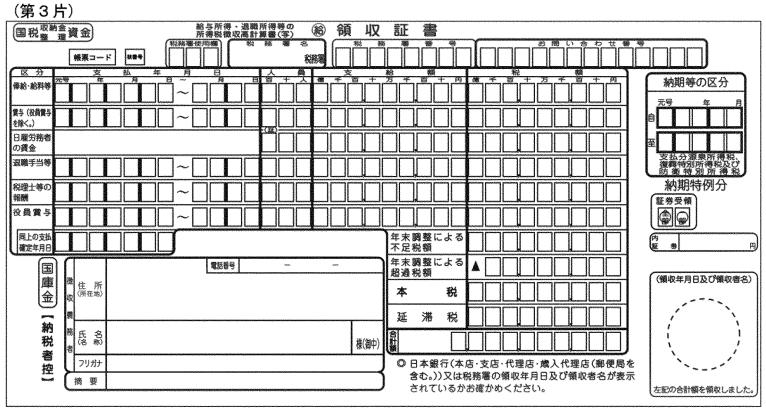
（第３片）

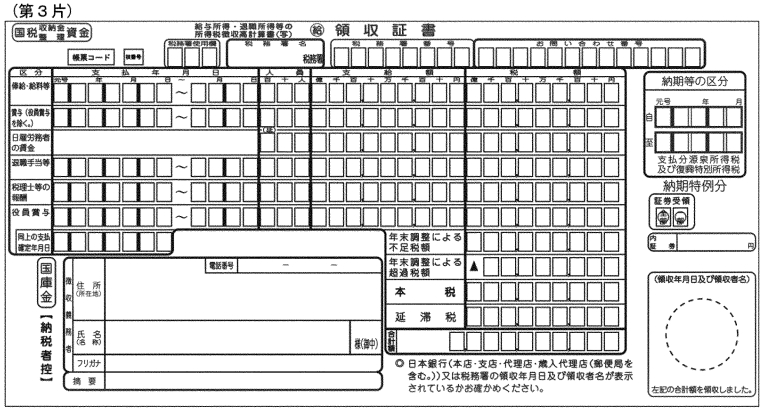



備考

1　別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

2　日本産業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、１において準用することとされた別紙第１号書式（その１）備考１において準用することとされた国税通則法施行規則別紙第１号書式備考２及び３にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

（第３片）




備考

1　別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

2　日本産業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、１において準用することとされた別紙第１号書式（その１）備考１において準用することとされた国税通則法施行規則別紙第１号書式備考２及び３にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。